

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年11月30日

横浜市契約事務受任者  
港湾局長 中野 裕也

- 1 契約の概要  
令和5年度クイーンモール橋ガラス屋根復旧工事
- 2 履行（納品）場所  
西区みなとみらい一丁目
- 3 契約日  
令和5年4月11日
- 4 履行日又は履行期間  
令和5年12月28日まで
- 5 契約金額  
2,091,320円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
有限会社 尚雲堂 代表取締役 齋藤 光明  
横浜市南区別府1丁目3番27号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
クイーンモール橋のガラス屋根が破損し、ガラスの落下により通行人に危険が及ぶ恐れがあり、市民生活の安全確保に重大な支障が生じるため、早期に復旧する必要があった
- 8 契約の相手方の選定理由  
パンフィコ施設の修繕工事实績があり、現場状況を把握しており迅速な対応が可能  
なため
- 9 所管課  
港湾局維持保全課